

日本国憲法に緊急事態条項は不要である

2016年は日本という国の行く末を左右する年になるかもしれない。夏の参院選の結果によれば、改憲が現実味をおびてくる。昨日のレポートでも紹介したが、毎日新聞1日は「改憲へ緊急事態条項」と大きく報じた。安倍政権と公明党、おおさか維新の動きなどから、改憲は正念場を迎えている。

表題は『世界』2016年1月号掲載の長谷部恭男・早稲田大教授の論文タイトルである。改憲の動きを考えるうえで参考になったので、少しだけ紹介しておきたい。

2015年11月10日、安倍晋三首相は参議院予算委員会の閉会中審査において、大規模災害や外国からの侵攻に対処するために、権力分立を一時停止して政府に権限を集中させ、国民の基本権に特殊な制限を加えることを眼目とする緊急事態条項を盛り込む憲法改正に、優先的に取り組む姿勢を打ち出している。そうした中で、パリ同時多発テロが発生したことで、フランスでは緊急事態に対処するための条項が憲法に盛り込まれているからこそ対テロ作戦に機動的な対応が可能である一方、日本国憲法にはこうした規定がないために、「テロとの戦い」における欠陥となっているという解説する一部報道もある。実際には、現在発令されている非常事態への対処措置は憲法上の措置とは関係がないのだが、こうしたパリ同時多発テロ事件を受けた憲法論議が、今後の憲法改正論議に影響を与える可能性も否定できない。

緊急事態条項が必要だとする論者の中には、衆議院の解散中に大規模災害や外敵の攻撃があつて、日本国憲法54条1項の要求する期間内に総選挙を施行できない場合に備える必要があると主張する向きもあるようだ。だが、そもそも滅多にない不幸に、さらなる不運が重なる場面を想定することが、どこまで現実的なのだろうか。むしろ、日本のように大規模な自然災害に見舞われるリスクが高いところで、原子力発電をいつまで続けるつもりなのか、そちらを真剣に議論するほうがよほど重要なのではないだろうか。かりに、東京電力福島第一原発事故と同規模の事故がもう一度起きたとすれば、日本は再起不能になってしまうだろう。原発を維持したままにしておくほうが、よほど国家の存立を脅かすリスクが高いはずである。

客観的に考えたとき、日本において緊急事態条項を憲法に盛り込む必要性があるとはとても思えない。……安倍首相は、政治の問題を好き嫌いで判断する特異な政治指導者のようだ。そうした指導者による憲法改正提案からは、日本国憲法、あるいは立憲主義が嫌いだから壊したい、ということ以上の動機も目的も伝わってこない。人の心配につけこむような、もともと怪しい話にはひっかからないように注意することが、国民・有権者の責任ではないだろうか。

(2016年1月2日)

